

高圧ガス販売計画書の附属明細書(可燃性・毒性・酸素)

容 器 置 場 （ 容 器 置 場 を 所 有 す る 場 合 の み ）	所在地			
	貯蔵する 高圧ガス の名称			
面積	縦	m × 横	m =	m ²
容器による 貯蔵に係る 技術基準 対応状況 (一般則第 18条第2 項関係) 該当す る箇所に✓ 印を付ける こと	<p>充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行います。 { 開口部： 方向(2方向以上) 換気装置 }</p> <p>充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。 { 区分方法： 札 ライン その他() }</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。 { 区分方法： 札 ライン その他() }</p> <p>容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外のものを置きません。 容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ引火性又は発火性の物を置きません。距離が不足する場合は、容器置場に障壁を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 火気距離： m(2m以上) - 障壁設置 - 厚さ9cm以上の鉄筋コンクリート造り <ul style="list-style-type: none"> - その他() <p>充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。 { 温度保持措置： 屋根 温度計 その他() }</p> <p>充てん容器等(内容積5以下のものを除く)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する装置を講じ、かつ粗暴な取扱いは行いません。 { 防止措置： チェーン ロープ その他() }</p> <p>可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。 15年以上経過した一般複合容器(FRP容器)等を高圧ガスの貯蔵に使用しません。</p>			
容器置場付近の状況を示す図面	別紙のとおり	容器置場構造図	別紙のとおり	
保安台帳の様式	別紙のとおり			
販売所付近の状況を示す図面	別紙のとおり			
ガスの仕入先				
販売責任者			販売に従事する従業員数	